

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2022年2月14日
【四半期会計期間】	第44期第1四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）
【会社名】	株式会社サンワカンパニー
【英訳名】	sanwacompany ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山根 太郎
【本店の所在の場所】	大阪市北区茶屋町19番19号
【電話番号】	06-6359-6721（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 津崎 宏一
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区茶屋町19番19号
【電話番号】	06-6359-6721（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 津崎 宏一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第43期 第1四半期 累計期間	第44期 第1四半期 累計期間	第43期
会計期間	自2020年10月1日 至2020年12月31日	自2021年10月1日 至2021年12月31日	自2020年10月1日 至2021年9月30日
売上高 (千円)	2,579,484	2,959,627	11,259,824
経常利益又は経常損失 () (千円)	21,192	244,696	275,619
四半期純利益又は 四半期(当期)純損失 () (千円)	82,848	167,360	50,898
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	593,299	594,212	594,212
発行済株式総数 (株)	17,946,000	17,971,000	17,971,000
純資産額 (千円)	1,835,755	1,917,518	1,800,574
総資産額 (千円)	4,360,313	5,008,802	4,716,457
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期(当期)純損失 (円) ()	4.73	9.63	2.91
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	-	9.59	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	3.00
自己資本比率 (%)	42.1	38.3	38.2

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、持分法を適用する重要な関連会社がないため記載しておりません。
3. 第43期及び第43期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、第44期第1四半期累計期間に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間における経営成績に関する説明は、前第1四半期累計期間と比較しての増減額及び前年同期比（％）を記載せずに説明しております。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項（会計方針の変更）」に記載の通りであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況が続いているものの、徐々に経済活動再開に向けての動きは見られていました。しかしながら、新たな変異株であるオミクロン株の出現や、外出自粛傾向の緩和に伴い同感染症の再拡大が見受けられるなど依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社は当事業年度を成長加速期の初年度として、積極的な投資を行い、長期ビジョン達成に向けた道筋を作ることを目指し、国内事業の収益基盤強化、海外事業の成長拡大、新事業の創造に取り組みました。

当第1四半期累計期間におきましては、当社の主力カテゴリである洗面の売上が非常に好調で、自由な組み合わせで洗面空間をセルフプロデュースできる新商品や、水栓に手を触れずに手洗いができる自動水栓などが売上を伸ばしました。また、建具や収納カテゴリでは、トレンドカラーを取り入れたことで、既存商品の売上も拡大いたしました。顧客対応や商品の品質面におきましては、当事業年度よりカスタマーサービスセンターを新設し、当該部署が商品の品質に起因するクレームの対応や、クレーム起因による商品改善について助言等を行うことで、顧客満足度の向上を目指してまいります。

海外事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として海外渡航や現地での営業活動に制約が続く中、台湾ではパートナーと協働して展示会へ出展するなど、販売の基盤づくりに取り組みました。

前事業年度より開始した住宅事業では、デザインネットワーク ASOLIE 加盟工務店との契約を随時進めているほか、フラッグシップハウス建設や、マンションリノベーション工事の進行など、事業の本格稼働へ向けた準備を進めました。

以上の結果、当第1四半期累計期間の経営成績は、売上高2,959百万円（前年同期は2,579百万円）、営業利益245百万円（前年同期は営業損失15百万円）、経常利益244百万円（前年同期は経常損失21百万円）、四半期純利益167百万円（前年同期は四半期純損失82百万円）となりました。

デザインネットワーク ASOLIE

当社と加盟工務店が一体となって運営する住宅のVC（ボランタリーチェーン）。「デザインコード」を用いて、自由設計でデザイン性の高い住宅を供給していくサービス。

当第1四半期会計期間末の財政状態は次のとおりであります。

資産

当第1四半期会計期間末における資産合計は、前事業年度末に比べ292百万円増加し、5,008百万円となりました。その主な要因は、売掛金の増加159百万円、商品の増加124百万円、前渡金の増加98百万円があった一方で、現金及び預金の減少99百万円があったことによるものであります。

負債

当第1四半期会計期間末における負債合計は、前事業年度末に比べ175百万円増加し、3,091百万円となりました。その主な要因は、前受金の増加89百万円、買掛金の増加67百万円、未払消費税等の増加54百万円、預り金の増加34百万円があった一方で、賞与引当金の減少79百万円があったことによるものであります。

純資産

当第1四半期会計期間末における純資産合計は、前事業年度末に比べ116百万円増加し、1,917百万円となりました。その主な要因は、利益剰余金の増加115百万円があったことによるものであります。

(2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

(4) 従業員数

当第1四半期累計期間において、当社の従業員数について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当社は、福岡ショールームの移転にあたり、2021年11月27日付で、東神開発株式会社との間に賃貸借契約を締結いたしました。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	48,000,000
計	48,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	17,971,000	17,988,500	東京証券取引所 (マザーズ)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	17,971,000	17,988,500	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2022年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高(千円)
2021年10月1日～ 2021年12月31日	-	17,971,000	-	594,212	-	544,212

(注)2022年1月1日から2022年1月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式数が17,500株、資本金及び資本準備金がそれぞれ638千円増加しております。

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 599,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,370,700	173,707	(注)
単元未満株式	普通株式 1,300	-	-
発行済株式総数	17,971,000	-	-
総株主の議決権	-	173,707	-

(注) 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

【自己株式等】

2021年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社サンワカンパニー	大阪市北区茶屋町19番19号	599,000	-	599,000	3.3
計	-	599,000	-	599,000	3.3

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当第1四半期会計期間 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	793,462	694,263
売掛金	638,430	797,971
商品	1,141,604	1,265,910
未着商品	62,862	90,281
仕掛販売用不動産	46,901	58,188
貯蔵品	19,779	12,154
前渡金	106,297	204,880
前払費用	78,740	80,071
その他	1,252	955
貸倒引当金	11,852	16,874
流動資産合計	2,877,478	3,187,803
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	630,736	621,879
車両運搬具(純額)	4,365	3,819
工具、器具及び備品(純額)	46,879	44,224
土地	70,844	71,309
建設仮勘定	5,013	8,094
有形固定資産合計	757,839	749,327
無形固定資産		
商標権	8,788	9,096
意匠権	2,635	2,931
ソフトウェア	53,724	42,046
無形固定資産合計	65,148	54,074
投資その他の資産		
投資有価証券	260,654	262,399
関係会社株式	0	0
関係会社長期貸付金	133,000	133,000
長期前払費用	335,051	330,127
差入保証金	339,964	367,332
繰延税金資産	71,796	49,205
その他	8,523	8,530
貸倒引当金	133,000	133,000
投資その他の資産合計	1,015,991	1,017,596
固定資産合計	1,838,979	1,820,998
資産合計	4,716,457	5,008,802

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当第1四半期会計期間 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	785,013	852,209
短期借入金	800,000	800,000
1年内返済予定の長期借入金	82,670	74,337
未払金	205,632	222,721
未払費用	97,850	91,069
契約負債	-	29,519
未払法人税等	37,829	67,182
未払消費税等	2,172	56,665
前受金	322,457	411,519
預り金	7,898	42,583
資産除去債務	54,755	54,792
賞与引当金	125,978	46,312
ポイント引当金	31,653	-
その他	7,543	4,045
流動負債合計	2,561,454	2,752,958
固定負債		
長期借入金	117,500	101,000
資産除去債務	234,678	235,075
長期預り保証金	2,250	2,250
固定負債合計	354,428	338,325
負債合計	2,915,883	3,091,283
純資産の部		
株主資本		
資本金	594,212	594,212
資本剰余金		
資本準備金	544,212	544,212
資本剰余金合計	544,212	544,212
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	876,489	992,128
利益剰余金合計	876,489	992,128
自己株式	216,166	216,166
株主資本合計	1,798,747	1,914,386
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,826	3,131
評価・換算差額等合計	1,826	3,131
純資産合計	1,800,574	1,917,518
負債純資産合計	4,716,457	5,008,802

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)
売上高	2,579,484	2,959,627
売上原価	1,684,650	1,830,349
売上総利益	894,834	1,129,277
販売費及び一般管理費	910,299	883,658
営業利益又は営業損失()	15,465	245,619
営業外収益		
受取保険金	-	277
受取補償金	36	-
助成金収入	-	250
その他	334	11
営業外収益合計	371	538
営業外費用		
支払利息	476	762
支払手数料	662	539
為替差損	1,048	23
投資事業組合運用損	-	135
株式報酬費用	3,910	-
営業外費用合計	6,097	1,462
経常利益又は経常損失()	21,192	244,696
特別損失		
固定資産除却損	1,005	0
投資有価証券評価損	9,999	-
減損損失	73,113	-
特別損失合計	84,119	0
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	105,311	244,696
法人税、住民税及び事業税	1,706	55,319
法人税等調整額	24,170	22,016
法人税等合計	22,463	77,336
四半期純利益又は四半期純損失()	82,848	167,360

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる主な変更点は以下のとおりです。

(1) 自社ポイント制度に係る収益認識

当社では、当社独自のポイントサービスを導入しており、当社ECサイトにおいて顧客の商品購入時に発行されるWEBポイントについて、従来は、付与したポイントの使用に備えるため、将来使用されると見込まれる額をポイント引当金として計上しておりましたが、当該ポイントを履行義務として識別し、将来の使用見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、契約負債を計上する方法に変更しております。

また、当該履行義務については、ポイントの使用に応じて、履行義務が充足されると判断して、収益を認識しております。

(2) 代理人取引による収益認識

顧客への財またはサービスの提供における役割が代理人に該当する取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高は187,741千円減少し、売上原価は179,551千円減少し、販売費及び一般管理費は9,930千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ1,740千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高に重要な影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」は、当第1四半期会計期間より「契約負債」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる四半期財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積りについて)

前事業年度の有価証券報告書の(追加情報)に記載した、新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定及び会計上の見積りについて、重要な変更はありません。

(四半期貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年9月30日)	当第1四半期会計期間 (2021年12月31日)
当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	2,200,000千円	2,200,000千円
借入実行残高	800,000	800,000
差引額	1,400,000	1,400,000

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)
減価償却費	36,844千円	26,325千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年11月20日 取締役会	普通株式	52,521	3	2020年9月30日	2020年12月28日	利益剰余金

当第1四半期累計期間(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年11月19日 取締役会	普通株式	52,116	3	2021年9月30日	2021年12月27日	利益剰余金

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)

当社は、住宅設備機器、建築資材のインターネット通信販売事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいことから、セグメント別の記載を省略しております。

当第1四半期累計期間(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)

当社は、住宅設備機器、建築資材のインターネット通信販売事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいことから、セグメント別の記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社の事業セグメントは、住宅設備機器、建築資材のインターネット通信販売事業及びその他の事業であり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	インターネット 通信販売事業	その他	合計
収益認識の時期			
一時点で移転される財	2,945,577	6,473	2,952,051
一定の期間にわたり 移転される財又はサービス	-	6,600	6,600
顧客との契約から生じる収益	2,945,577	13,073	2,958,651
その他の収益	-	975	975
外部顧客への売上高	2,945,577	14,049	2,959,627

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益 又は1株当たり四半期純損失()	4円73銭	9円63銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	82,848	167,360
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失()(千円)	82,848	167,360
普通株式の期中平均株式数(株)	17,505,026	17,372,000
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	-	9円59銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	83,778
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 前第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(譲渡制限付株式報酬としての新株発行)

当社は、2022年1月14日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行(以下「本新株発行」という。)を行うことについて、下記のとおり決議いたしました。

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2022年2月1日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 1,100,000株
(3) 発行価額	1株につき365円
(4) 発行価額の総額	401,500,000円
(5) 割当予定先	当社の取締役(社外取締役を除く。)2名 1,100,000株
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2017年11月21日開催の当社取締役会において、当社の取締役(社外取締役を含む。)が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役(社外取締役を含む。)に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入することを決議し、また、2017年12月27日開催の当社第39回定時株主総会において、本制度に基づき、当社の取締役(社外取締役を含む。)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額5億円以内(うち社外取締役は年額2億円以内)として設定すること、当社の取締役(社外取締役を含む。)に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数は年1,500,000株以内(うち社外取締役は年600,000株以内)とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として30年間から50年間までの間で当社取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

2022年1月14日開催の当社取締役会において、当社の取締役(社外取締役を除く。)2名(以下、「割当対象者」という。)に対して、2021年12月24日開催の当社第43回定時株主総会から2031年12月開催予定の当社第53回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、金銭報酬債権401,500,000円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式1,100,000株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結すること等を条件として支給いたします。

なお、当社の経営陣に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるとい本制度の導入目的を可能な限り長期にわたって実現するため、譲渡制限期間を50年間、報酬対象の期間を10年間として発行することが適当と判断いたしました。

2【その他】

2021年11月19日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

(イ) 配当金の総額.....52,116千円

(ロ) 1株当たりの金額.....3円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....2021年12月27日

(注) 2021年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年2月14日

株式会社サンワカンパニー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前川 英樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木村 容子

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サンワカンパニーの2021年10月1日から2022年9月30日までの第44期事業年度の第1四半期会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サンワカンパニーの2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論

付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。